

所得税の確定申告と納税は、3月15日(火)まで

平成22年分の所得税の確定申告の税務署における相談および申告書の受け付けは、2月16日(水)～3月15日(火)です。

※土・日曜日は除く。ただし、松山税務署では、2月20日(日)、27日(日)に確定申告についての相談と申告書の受け付けを行います。

毎年、期限間近になると税務署は混雑します。申告相談や確定申告書の提出はお早めに。また、駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

消費税および地方消費税の確定申告(個人事業者)をお忘れなく!

個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税は、3月31日(木)までとなっています。

申告と相談は、余裕を持って早めに済ませてください。

贈与税の申告と納税をお忘れなく!

平成22年分の贈与税の申告と納税は、2月1日(火)～3月15日(火)です。

平成22年1月1日～12月31日の1年間に、個人からもらった財産

の価額が110万円を超えると、贈与税の申告と納税が必要になります。なお、贈与により取得した財産について、相続時精算課税制度の適用を受ける場合には、申告期限までに贈与税の申告が必要となりますのでご注意ください。

振替納税制度のご利用を!

所得税や個人事業者の消費税(地方消費税を含む)の納税の方法に振替納税制度があります。

この制度を利用すれば、金融機関の預貯金口座から振替によって納税することができます。また、うっかり納期限を忘れてしまうこともなく大変便利です。

新たに振替納税を希望する場合は、税務署または預貯金先の金融機関に、「預貯金口座振替依頼書」を申告書の提出期限までに提出してください。

問い合わせ

松山税務署および相談センター
☎941-19121

自宅のパソコンで、申告書が作成できます
e-Tax(イータックス)をご利用ください

国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp>)にアクセスすると、「確定申告書等作成コーナー」で申告書等が簡単に作成できます。

○自動計算機能で、記載もれや計算誤りを未然に防ぐことができます。

○A4サイズの普通紙に印刷し、郵送すれば、税務署に行く必要はありません。

イータックスは、自宅やオフィスからインターネットを利用して、所得税徴収高計算書の提出や源泉所得税の納税ができます。

e-Tax
イータックス
<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

障害者控除対象者認定書の交付について

障害者手帳などの交付を受けていない方でも、障害者に準ずるものとして、一定の要件に該当すれば、税の控除を受けることができます。

があると医師が認める方(所定の医師意見書が必要)

■申請に必要なもの

障害者控除認定申請書、介護保険被保険証、印鑑(スタンプ印不可)

■提出先

福祉課、または各地域事務所

■対象者(次のすべてに該当する方)
①12月31日現在で、満65歳以上の方を含む)の方、または認知症や身体障害により、日常生活に支障

※「障害者控除対象者認定書」は、税金の控除のみに使用するものです。障害者としてのサービスが受けられるものではありません。

伊予市特別職報酬等審議会の委員を募集します

総務課（内線560）

市議会議員の報酬や市長、副市長の給料の額について、ご意見をいただく審議会の委員を募集します。

■応募資格

- 平日の昼間に開催する会議に出席できる方
- 応募時に市民として1年以上経過している満20歳以上の方
- 伊予市の他の審議会などの委員に選任されていない方
- 行政機関の職員、または伊予市議会議員でない方

■募集委員

公募による市民2人

■任期

委嘱の日から審議が終了するまで

■報酬

市の規定による報酬(日額)を支給

■審議会の開催

1月下旬から2月中旬(2回程度)

■選考方法

応募申込書による審査(面接による審査をする場合もあります)

■応募方法

応募申込書に必要事項を記入し、直接、または、郵送、FAX、

Eメールで提出してください。

※応募書類は返却しません。

※応募申込書は、総務課で受け取るか、

伊予市ホームページからダウンロード

できます。

■応募期限

1月17日(月)必着

■提出先・問い合わせ

総務課(〒799-3193、伊予市米湊820番地、☎983-3681、Eメール sounmu@city.iyo.lg.jp)

伊予市統計調査員を随時募集しています

まちづくり創造課（内線588）

市では、各種統計調査に従事する統計調査員を随時募集しています。

■統計調査員の仕事内容

調査票の配布、回収や回収した調査票の点検、整理など。

■注意事項

調査員として登録すると、調査を実施することに、市から連絡をします。
※ただし、各調査ごとに実施時期や規

模が異なるため、年によっては一度も調査のお願いができない場合があります。

■報酬

報酬額は、調査の種類によって異なります。

■調査員の登録資格

- 20歳以上70歳未満の方
- 伊予市内で調査活動が可能な方
- 税務、警察、選挙事務などに直接関係のない方
- 守秘義務を遵守できる方

= 1月の市税納期 =

今月の市税の納期は次のとおりです。

	納期限	口座引落日
市民税・県民税 普通徴収 (第4期) 国民健康保険税 普通徴収 (第7期)	1月31日(月)	1月27日(木)

■問い合わせ 税務課収納担当(内線548・549)

ホップステップ 消費者力

◆安全な使い方で、
暖かく快適な冬を過ごしましょう!

暖房機器での事故が心配な季節になりました。

- ①電気ストーブに布団が触れて火災になる。
- ②ガス湯沸かし器で一酸化炭素中毒になる。
- ③石油ストーブを消火せずに給油し火災になる。
- ④新しいタイプの湯たんぼの扱い方
 - ・湯たんぼの袋の金属ファスナーでのやけど
 - ・電子レンジ加熱式タイプの破裂
 - ・金属製タイプの口金をはずし忘れて破裂
- ⑤機器の近くにあったスプレー缶に引火・破裂

正しい取り扱いとリコール情報のチェックで
事故や火災を防ぎましょう。

お問い合わせ・ご相談は、
消費者相談窓口(産業経済課)

専用電話 ☎982-1289

※月・水・金曜日は、専門の相談員が対応します。

平成23・24年度競争入札参加資格審査を受け付けます

財務課（内線506・509）

平成23・24年度に市が発注する建設工事、業務委託、コンサルタント、物品などの入札参加資格申請書を次のとおり受け付けます。

■受付期間 2月1日(火)～3月10日(木)(消印有効)

■申請に必要なもの

申請書、登記簿謄本、納税証明書、市民税の特別徴収に係る申告(宣

誓)書ほか

■提出方法

A4フাইル(色指定あり。表紙および背表紙に表題と会社名を記入。)に綴じて、持参または郵送で提出してください。

※詳細は、伊予市ホームページ。

■提出先・問い合わせ

財務課(〒799-3193、伊予市米湊820番地)

平成23年度水道検針票の広告を募集します

水道課（内線712）

市では、水道検針票の裏面に有料広告の掲載を行っています。

水道検針票は、2か月に一度、本庁地区の上下水道を利用しているすべての家庭・企業に配布しており、年間6回で、約6万6千枚配布しています。

■掲載の位置 『上下水道使用量等のお知らせ』の裏面

■掲載の大きさ

・全枠(縦102mm×横67mm)

・1/2枠(縦50mm×横67mm)

■カラー 水色・赤色の2色刷または、どちらかの1色刷

■掲載料 全枠(年間10万円)、1/2枠(年間5万円)

※掲載料のかわりに検針票の現物を納めていただくこともできます。

■申込方法 水道課に直接お申し込みください。申込書は、伊予市ホームページからダウンロードできます。

■申込受付期間

1月4日(火)～31日(月)

このマーク、 あなたはいくつ 知っていますか？

次のマークは、障害者に関するものです。それぞれのマークの正しい意味を理解し、ご協力いただきますようお願いいたします。



③



②



①



⑥



⑤



④

- ①【障害者のための国際シンボルマーク】…すべての障害者に対して配慮された建築物や設備などであることを示す世界共通のマーク。
- ②【身体障害者標識】…肢体に障害があることを理由に免許に条件を付された方が運転する車に表示するマーク。
- ③【聴覚障害者標識】…聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマーク。

- ④【耳マーク】…聞こえが不自由なことを表す国内で使用されているマーク。
- ⑤【ほじょ犬マーク】…身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマーク。
- ⑥【ハートプラスマーク】…身体の内部に障害がある方を表すマーク。

国民年金の手続きはお済みですか？
20歳になったら年金の手続きを

健康保険課（内線547）

新成人の皆さん、おめでとうございませう。20歳になると、選挙権などさまざまな権利とともに、義務も生じることとなります。国民年金に加入し、保険料を納めることも大切な義務の一つです。

20歳になったばかりの皆さんにとつては、年金はまだ先のことから関係ないと思う方もいるかもしれませんが、老後だけでなく、病気やケガによる障害や死亡といった、万一の不慮の事故などのためにも、きちんと加入の手続きをして保険料を納めましょう。

**保険料の納付は、
便利で安心な口座振替の利用を！**

口座振替を利用すると、自動的に保険料が引き落とされるので、「ついすっかり」といった納め忘れを防ぐことができ安心です。また、口座振替による早割などもあつてお得です。

**保険料納付には、
免除制度があります**

収入が少なくて保険料の納付が

困難な方には、「保険料免除制度」・「若年者納付猶予制度」があります。申請をして承認されると、その期間の保険料の納付が免除、または猶予されます。

申請をする場合は、年金手帳や印鑑など必要なものがありますので、お問い合わせください。

**学生の方には、
学生納付特例制度があります**

学生であり、本人に収入がない場合は、申請をして承認されると、在学中の保険料の納付が猶予される制度があります。原則、保険料は2年過ぎると納付できなくなりますが、猶予となった期間は10年経過するまでは追納することができます。

申請には、在学証明書、または学生証（両面の写し）、印鑑が必要となります。

問い合わせ

松山西年金事務所（☎925-5105）、または健康保険課。

＝ 市内の交通事故状況 ＝

（11月末日現在）

	11月	累計	前年比
発生	19件	162件	-28件
死者	1人	4人	+2人
傷者	19人	212人	-40人

シートベルトを正しく着用しましょう！

＝ 市内の街頭犯罪等発生状況 ＝

（11月末日現在）

	11月	累計	前年比
侵入盗	2件	33件	-26件
自動車盗	0件	4件	-3件
オートバイ盗	1件	16件	-3件
自転車盗	6件	53件	-5件
車上ねらい	11件	42件	-1件

安全は一人ひとりの意識から
安心は人のつながり地域から

水道の休日当直当番業者

◆土・日曜日、祝日の上水道、簡易水道、条例水道の緊急業務（簡易な修理は除く）は、次の当直水道指定工事業者にご相談ください。

月	日	指定工事業業者	電 話	
1	1(土)	武智水道工業株 上三谷	982-1268	
	2(日)	株佐々木工業所 湊町	983-0450	
	3(月)	有二宮水道工業 下吾川	983-2819	
	8(土)	有升田金物店 出 湊	967-0067	
	9(日)	有ハヤタ設備工業 上吾川	983-0398	
	10(月)	西岡建材株 下吾川	983-1598	
	15(土)	友澤設備 大 平	982-1381	
	16(日)	武智水道工業株 上三谷	982-1268	
	22(土)	有田中興業 中 山	967-0558	
	23(日)	株佐々木工業所 湊町	983-0450	
	29(土)	佐伯工業所 灘 町	983-1244	
	30(日)	有港南設備 稲 荷	982-4487	
	2	5(土)	K・シマダ 下吾川	983-6553
		6(日)	有協和設備工業 上吾川	983-4185

※業者への依頼は、8:00～17:00の時間帯にお願いします。
※水道メーターから宅地側の修理は、個人負担となります。

皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。
文化財防火デー・文化財防災訓練

法隆寺金堂が焼損した

1月26日を

文化財防火デーと決めました

毎年1月26日は「文化財防火デー」です。これは、昭和24年1月26日に、世界最古の木造建造物である法隆寺(奈良県斑鳩町)の金堂が炎上し、国宝の12画壁が焼損したことを契機に制定されました。火災の原因は、作業員が保温用を使用していた電気座布団のスイッチを切り忘れたために発生しました。この事件により、火災などの災害による文化財保護の危機を深く憂慮する世論が高まりました。そして翌年、文化財保護の統括的法律として、文化財保護法が制定されました。

文化財は、私たちの祖先が残してくれた日本の歴史や文化を今日に伝える貴重な財産です。さまざまな災害から文化財を守り、歴史的遺産を大切に保護し、後世に伝えていくことは私たちの責任です。

伊予消防署では、貴重な文化財を火災から守るために、関係者や

伊予消防署 ☎ 982-10657

消防機関が協力し、文化財防災訓練を実施します。

伊予市文化財防災訓練

■日時 1月30日(日)、8時〜

■場所 伊豫稻荷神社(稲荷)

※当日、付近を消防車両がサイレンを鳴らして走ります。火災と間違えなようにご注意ください。

伊予市消防出初式

■日時

1月16日(日)、9時30分〜

■場所

しもなだ運動公園

※伊予市全域で、

当日の午前7

時にサイレンを

鳴らします。火

災と間違えな

いようにご注

意ください。



消防豆知識

交通救助のレスキューツール

『大型油圧救助器具』

交通事故で車から出られなくなった人を救出するための資器材が「大型油圧救助器具」です。

①スプレッター：先端のはさみのような部分を使い、隙間を広げたりします。

②カッター：先端の刃の部分で車のドアなどを切断するために使います。

③テレスコピックラム：棒が伸びる構造になっており、隙間を広げたり、物を持ち上げたりします。

救助隊は、このような資器材を使い分けて、安全・確実・迅速に救出できるように日々訓練しています。



カッター

スプレッター

テレスコピックラム

平成23年5月31日までに『住宅用火災警報器』を設置しましょう



伊予市内のすべての住宅に、平成23年5月31日までに『住宅用火災警報器』の設置が義務付けられています。あなたを守る・家族を守る『住宅用火災警報器』を設置しましょう。

悪質な訪問販売にご注意を！

■伊予市管内の火災と救急出場件数(11月末日現在)

種別	11月分			累計		
	本庁	中山	双海	本庁	中山	双海
火災 件数	0	1	0	5	2	2
	1			9		
救急出場 件数	102	19	21	1,200	199	234
	142			1,633		

火災・救急 → 119

☎ 火災救急病院 案内 982-5959